

自主的避難等対象区域（郡山市）に旧自宅を所有していた申立人らについて、平成 23 年 9 月の大雨により旧自宅が災し、全壊とされたことから旧自宅を取り壊したうえ、旧自宅敷地を売却して転居する必要が生じたため、旧自宅敷地につき自主除染を実施し、その後、新たに同市内に購入した転居先につき自主除染を実施したことに関し、旧自宅の除染については、当時の線量のままでは売却できない旨の不動産業者による指摘があったこと等を考慮し、また、転居先の除染については、行政機関による除染が未了であったこと等を考慮し、それぞれ除染費用の 8 割が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人 X 1、同 X 2、同 X 3 及び同 X 4（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり、和解する。

第 1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（但し、下記記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目		期間	金額
ア 除染費用	旧住所	平成 23 年 3 月 11 日から 平成 25 年 3 月 21 日まで	200,000 円
イ 除染費用	現在住所	平成 25 年 5 月 16 日から 平成 25 年 6 月 25 日まで	420,000 円

第 2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目（但し、同項記載の期間に限る。）についての和解金として、申立人らに対して金 620,000 円の支払義務があることを認める。

第 3 支払方法

（省略）

第 4 除染費用を裏付ける領収書原本の授受

- 1 申立人らは、被申立人に対し、第 1 項の損害項目に関する下記の資料の原本を交付し、被申立人はこれを受領した。

記

ア 平成 25 年 3 月 21 日付 ○○株式会社発行 領収証
（金額 250,000 円）

イ 平成 25 年 6 月 25 日付 ○○銀行発行 振込受付書
（お振込金額 1,812,000 円）

- 2 被申立人は、第 1 項の損害項目に関し、前項ア及びイの資料原本上に、被申立人が申立人らに対し同領収書金額のうち一部の支払をした旨及び支払金

額を記載した後、申立人らに対し、同領収書原本を返還する。

第5 除染費用の重複請求を行わない旨の合意

申立人らは、被申立人に対し、第1項の損害項目（但し、同項記載の期間及び金額に限る。）に関し、交付金、助成金、その他名目の如何を問わず、国や地方自治体等に対する請求を行わないことを約する。

第6 国や地方自治体等に対する個人情報の提供

被申立人は、申立人らが第1項の損害項目について被申立人から支払を受けた事実を証するために必要のあるときは、国や地方自治体等に対し、当該事実及び申立人らの氏名、住所、連絡先等の個人情報を必要な範囲内で提供することができる。

第7 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第8 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人らが署名押印し、また被申立人が記名押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成28年11月1日

(仲介委員 櫻井滋規)